県有地の売払い

一般競争入札参加要領

令和８年１２月２３日入札実施

物件番号１　鴻巣市小松３丁目４７６４番７

令和８年１０月

埼　　玉　　県

目　　次

一般競争入札参加要領	----------	1
契約書式	----------	8
物件調書	----------	13
入札参加申込書	----------	添付

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。一般競争入札参加要領をよくお読みください。

一般競争入札参加要領

令和８年１２月２３日（水）に埼玉県が行う　**土地の売払い**　の一般競争入札に参加される方は、次の各事項を御承知の上、入札してください。

（入札に付する物件）

第１　入札に付する物件は、次のとおりとします。

所　　在	地目	地積（㎡）	備考
鴻巣市小松３丁目４７６４番７	宅　地	７０５．３９㎡	公　簿

（入札参加条件）

第２　次の１・２のいずれにも該当しない者であることが入札参加の条件となります。

１　本件土地売買契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年５月１５日法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げるもの。

２　次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とします）。

一　故意に入札に付する不動産を損傷し、その価値を減少させた者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四　地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者

六　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（契約条件）

第３　契約の条件については、別添に示す土地売買契約書（案）のとおりですので、条文をよく確認の上、入札に参加してください。

（物件の調査）

第４　入札に参加しようとする方は、物件調書を参考にして、各自で参加申込み前に必ず調査をしてください。また、物件調書はあくまで参考であり、現況を優先します。

現地説明等の内覧会は行いませんので、各自で必ず物件の調査をして、法令上の制限等を十分に確認し、入札に参加してください。

なお、物件の調査に関する問い合わせは電話で受け付けます。

（入札参加申込み）

第５　入札参加者は、事前に一般競争入札参加申込書を提出しなければ入札することができません。郵送又は電子メールにより受付期間内に必ず県へ到達するように申込みをしてください。受付期間後に到達した申込書は、受け付けず破棄します。また、申し込んだ場合は、必ずその旨を電話連絡してください。持参による申込みは受け付けません。

申込みがあった場合は、納付書兼領収書を県からレターパックにより交付します。下記２（３）の提出書類に記載のとおり、一般競争入札参加申込書に加えて、土地の利用計画書も併せて提出してください。

２　入札参加申込みの受付期間、受付時間及び受付場所は、次のとおりです。

（１）受付期間	令和８年１０月２６日（月）から１１月３０日（月）まで（必着）
（２）送付先	
①郵送の場合	事前に住宅課に電話連絡の上、郵送記録が確認できる方法で送付してください。（０４８－８３０－５５６９） 郵送先 〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１ 埼玉県都市整備部住宅課　住宅経営担当　宛て
②電子メールの場合	事前に住宅課に電話連絡の上、送付してください。 （０４８－８３０－５５６９） アドレス：a5550-02@pref.saitama.lg.jp
（３）提出書類	一般競争入札参加申込書、土地の利用計画書

なお、本要領第２７の７各号に掲げる用途に該当する計画書が提出された場合は、第１５（９）により、入札が無効となります。

（入札保証金）

第６　入札参加者は、各自の見積もる金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を、埼玉県の発行する納付書兼領収書により、入札書を提出するまでに指定の金融機関で納付しなければなりません。

２　入札保証金は ATM やネットバンキング等からの振込はできません。必ず金融機関窓口にて納付してください。

３　指定金融機関（埼玉りそな銀行）、指定代理金融機関（武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、埼玉県信用農業協同組合連合会）及び収納代理金融機関（みずほ銀行、三井住友銀行など）からの納付の場合は、手数料がかかりません。

＊手数料がかかる金融機関もあります。必要に応じて金融機関に御確認ください。
住宅課にお問い合わせいただいてもお答えいたしかねます。

＊ゆうちょ銀行からは納付できません。

４　金融機関の窓口で納付後、出納印が押印された領収書が返還されるので、領収書の写し

を入札書と一緒に提出期限までに送付してください。

５　開札の結果、落札されなかった方の入札保証金は、入札参加者が「入札保証金提出書」において指定した金融機関の預金口座へ振り込む方法によりお返しします。金融機関への振込手続には数日の期間を要しますので御了承ください。

６　入札保証金を納付した後、入札書を提出しなかった場合は、入札保証金の返還手続を行いますので、埼玉県都市整備部住宅課住宅経営担当に連絡してください。

（入札保証金の返還等）

第７　落札者が納付した入札保証金は、第２０に定める契約保証金に振り替えます。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、当該代金の一部に充当します。

２　入札保証金を契約保証金に振り替える場合に、入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を第２０の例により納付しなければなりません。

（入札保証金の利息）

第８　入札保証金は、その受入期間について利息を付けません。

（入札保証金の没収）

第９　落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、埼玉県に帰属することとなります。

（入札書の提出）

第１０　入札書の提出期限は令和８年１２月１日（火）～令和８年１２月２２日（火）とします。

２　入札参加者は、提出期限までに住宅課宛て下記の書類を郵送記録が確認できる方法で一括して郵送してください。持参による提出はできません。

提出書類	留意事項
入札書	・個人にあっては住民登録上の住所及び氏名を、法人にあっては登記事項証明書（全部事項証明書）上の所在地及び商号のとおり記入してください。 ・金額の訂正はできません。記入誤りに御注意ください。
入札保証金 提出書	・入札者の欄は入札書と同様に記名してください。 ・金額欄は納付した入札保証金の額を記入してください。 ・開札の結果、落札とならなかった場合は入札者名義の金融機関の預金口座に返還します。指定する金融機関の預金口座を記入してください。
領収書の写し	・金融機関の窓口から返却された領収書の写しを提出してください。

３　提出書類に必要な事項を記入し、記名の上、必ず中封筒に封入し、入札書、入札保証金提示書及び領収書の写しを郵送記録が確認できる方法で送付してください。

４　入札保証金提出書と領収書の写しが同封されていない入札書は受け付けません。

（入札金額の表示）

第１１　入札金額は、物件の価額の総額を表示してください。

（入札書の書換え等の禁止）

第１２　入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることはできません。

（開札の日時）

第１３　開札の日時は、次のとおりです。

（１）開札日　　令和８年１２月２３日（水）
（２）開札時刻　午前１０時００分
（３）開札時間　即時

（開　札）

第１４　提出期限までに郵送された入札書により開札を行います。入札者の立会いは不要です。

（入札の無効）

第１５　次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

（１）入札に参加する資格がない者のした入札

（２）入札の開始時間前までに第６に定める入札保証金を納付しない者の入札

（３）入札金額の 100 分の 5 に満たない入札保証金を納入した者の入札

（４）入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名のないもの

（５）同じ物件について２通以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又は最初の入札以外のもの

（６）他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者に係る入札

（７）入札書の金額を訂正したもの

（８）著しい反社会的行動をとるなど、明らかに公有地の処分相手にふさわしくないことが判明した者の入札

（９）前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

（落札者）

第１６　落札者は、埼玉県の予定価格以上の価額で最高の価額をもって入札した者とします。なお、予定価格の目安となる参考価格は、物件調書記載のとおりとします。

（再度入札）

第１７　再度の入札は行いません。

（くじによる落札者の決定）

第１８　落札者となるべき同価額の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。当該入札事務に関係のない埼玉県職員にくじを引かせるものとします。

（入札結果の通知）

第１９　開札をした場合に、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がないときは、その旨を、入札者に通知します。

（契約の締結手続き及び契約保証金の納付）

第２０　落札者は、役員名簿を、第５の２（２）に記載の送付先へ、至急提出してください。なお、落札者が個人の場合は、役職名については記入不要です。提出された役員名簿の内容については、参加資格の確認のため、国等へ照会する場合があります。

２　落札者は、契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を埼玉県の発行する納付書により納付していただきます。ただし、契約の締結と同時に、売買代金の全額を支払う場合には、納付する必要はありません。

（入札保証金の振替等）

第２１　落札者が納付した入札保証金は、第２０に定める契約保証金に振り替えます。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、当該代金の一部に充当します。

２　入札保証金を契約保証金に振り替える場合に、入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を第２０の例により納付しなければなりません。

（入札保証金の没収）

第２２　落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、埼玉県に帰属することとなります。

（売買代金の支払期限）

第２３　売買代金は、契約締結と同時に全額を支払う場合を除き、県の発行する納入通知書により、その発行日から３０日以内に支払っていただきます。売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金は県に帰属することとなります。

（所有権の移転）

第２４　売買代金（遅延違約金がある場合は違約金を含む）が完納されたときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状で引き渡します。

２　所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、県が行います。

３　契約書に貼付する収入印紙、登録免許税など契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

（契約不適合責任）

第２５　この土地の性状に契約の内容に適合しないものがあるときも、落札者は県に対し、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができません。ただし、落札者が消費者契約法第２条第１項に規定する消費者である場合は、追認することができる時から１年間に限り、その不適合の程度に応じた代金の減額請求又は契約の解除をすることができます。

（境界の明示）

第２６　県は、落札者に対して本件不動産の現地における境界の明示を省略するものとします。

（売却に係る条件）

第２７　物件資料と現況が相違している場合は、現況が優先します。

２　現況有姿の引渡しとなります。この調書その他の添付資料はあくまで参考であり、現況を優先します。必ず入札参加者御自身において、現地等の調査確認を行ってください。

３　確定測量は実施済みです。

４　従前建設されていたコンクリートブロック造平屋建ての県営住宅は、基礎を含め解体撤去済みであり、杭の使用はありません。（従前建物解体工事図面（抜粋）参照）

５　土壌汚染調査、地質調査及び地下埋設物調査については実施していません。

６　土地売買契約書には、売主の契約不適合責任を免責する旨の特約を設けます。

７　越境物等があった場合は、県は越境状態の解消等は行っていないため、落札者が越境物所有者と協議してください。

８　売買物件を以下の用途に供することを禁じます。また、これらの用に供されることを知りながら、乙は本売買物件を第三者に譲渡し、若しくは本売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはなりません。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業の用

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用

（３）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第５条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用

（４）破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用

９　北本都市計画道路区域に含まれるため、建築物を建築する場合は、都市計画法第５３条第１項の規定により、市長の許可を受けなければなりません。

（その他）

第２８　この要領に定めのない事項については、埼玉県財務規則（昭和 39 年 3 月 31 日規則第 18 号）その他関係法令の定めるところによります。

（配慮義務）

第２９　購入者は、周辺住民に土地利用計画の周知を図ると共に、住民の意見を十分聴取するなど、適切な対応に努めてください。

（入札結果の公表）

第３０　入札結果の確定後、落札者名、落札金額及び入札参加者数を県ホームページにて公開しますので、あらかじめ御了承ください。

なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額のみを公開します。

（本要領掲載後に入札参加予定者全体へ周知が必要となった事項の周知について）

第３１　本要領を県ホームページに掲載後、売却に係る条件等、入札参加者予定者全体へ周知すべきと県が判断した事項が生じた場合は、随時、県ホームページにて公開します。

（入札の中止等）

第３２　入札物件は、事情により予告なく入札を変更し、又は入札を中止することがあります。なお、この場合、入札参加に要した費用（調査費等）は補償しません。

土 地 売 買 契 約 書（案）

埼玉県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、土地の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣　旨）

第１条　甲は、その所有に属する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買い受けるものとする。

所　　在	地　目	地 積（㎡）	備　考
鴻巣市小松３丁目４７６４番７	宅　地	７０５．３９㎡	公　簿

２　この土地の売買契約は、法務局備付けの地積測量図に記載されている面積に基づき締結するものとする。

３　乙は、次の各号の事項を確認し、承諾の上、この土地を買い受けるものとする。

（１）この土地に地中残置物及び埋蔵文化財等が存することにより、法令等に基づく措置が必要となった場合には、乙がかかる措置についての責任と費用を負うものであること。

（２）この土地に土壌汚染があることが判明した場合、乙がその除去等の対策について責任と費用を負うものであること。

（３）この土地の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、乙の責任において処理するものであること。

（４）この土地の実測面積が法務局備付けの地積測量図に記載された面積と異なる場合であっても、その差異に応じた売買代金の変更は行わないものであること。

（５）この契約について第三者から異議の申立てなどがあったときは、乙の責任において処理するものであること。

（売買代金）

第２条　この土地の売買代金（以下「代金」という。）は、金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円とする。

（契約保証金）

第３条　乙は、この契約に関し、契約保証金として金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円を、この契約の締結と同時に、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において納付しなければならない。但し、次項の規定により契約保証金に充当した額があるときは、契約保証金の額から当該充当した額を控除した額を納付するものとする。

２　甲は、この契約の締結と同時に、乙が納付した入札保証金を、前項の契約保証金のうち金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円に充当できるものとする。

３　第１項の契約保証金には、利息を付けないものとする。

４　甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第１項に定める契約保

証金を、前条の代金の一部に充当するものとする。
5　第１項の契約保証金は、乙の責めに帰す理由により、この契約が解除されたときは、甲は、その返還義務を負わないものとする。

（代金の支払い）
第４条　乙は、第２条の代金のうち前条第１項に定める契約保証金を除いた金〇〇〇〇〇〇〇〇円を甲の発行する納入通知書により、一括して、甲が指定する日までに甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

（違約金の徴収）
第５条　乙は、第２条の代金を、その支払期日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該代金の金額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を支払わなければならない。

（所有権の移転等）
第６条　この土地の所有権は、乙が第２条の代金（第５条の違約金を含む。）の支払いを完了したときに甲から乙に移転するものとする。
2　甲は、この土地の所有権が乙に移転したときに、乙に現状有姿のままこの土地を引渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記）
第７条　乙は、前条の規定により、この土地の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権移転登記を嘱託するものとする。
2　前項の所有権の移転登記に要する登録免許税は、乙の負担とする。

（調査の有無）
第８条　乙は、この土地について土壌汚染状況調査、地質調査及び地下埋設物調査を実施していないことを了知する。

（用途の制限）
第９条　乙が売買物件を以下の用途に供することを禁じる。また、これらの用に供されることを知りながら、乙は本売買物件を第三者に譲渡し、若しくは本売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。
（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業の用
（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用

（３）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第５条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用
（４）破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用

（契約不適合責任）
第１０条　乙は、この契約締結後において、この土地の性状に契約の内容に適合しないものがあるときも、乙は甲に対し、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができない。
２　第１条第３項（４）及び前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法第２条第１項に規定する消費者である場合は、追認することができる時から１年間に限り、その不適合の程度に応じた代金の減額請求又は契約の解除をすることができる。

（契約の解除等）
第１１条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告の上、この契約を解除することができる。
２　前項の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は催告をしないでこの契約を解除することができる。
（１）乙が、県有地の売払い一般競争入札参加要領に記載された入札参加条件を偽る等、不正な行為によりこの契約を締結したとき。
（２）乙が、その義務の全部の履行が不能であるとき。
（３）乙が、その義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（４）乙が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（５）乙が第９条に違反したとき。
３　第１項及び第２項の解除により発生する一切の費用は、乙の負担とする。

（乙の原状回復義務）
第１２条　乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までにこの土地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
２　乙は、前項に定めるところによりこの土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、この土地の所有権移転登記にかかる承諾書を甲に提出しなければならない。

（返還金等）
第１３条　甲は、第１１条の規定によりこの契約を解除したときは、第４条の規定に基づき乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
２　甲は、第１１条の規定によりこの契約を解除したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
３　甲は、第１１条の規定によりこの契約を解除したときは、乙がこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

（契約の解除に伴う土地の賃借料相当額の支払義務）
第１４条　乙は、甲が第１１条の規定によりこの契約を解除したときは、甲から乙にこの土地を引渡した日から第１２条第１項の規定により甲が乙からこの土地の返還を受けた日までの土地賃借料相当額を、甲の定める方法により甲に支払うものとする。
２　前項の土地賃借料相当額は、普通財産貸付料算定基準（昭和５７年３月１８日付け通達管財第８８１号総務部長通達）に定めるところにより算定した、土地の引渡しから契約の解除をするまでの期間の年額とし、期間が１年未満の場合は日割り計算により算出した額とする。

（相殺）
第１５条　第１１条の規定により甲がこの契約を解除したときは、甲は、この契約に基づき乙が甲に支払うべき土地賃借料相当額その他金銭債務と、甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その対当額につき相殺することができる。

（損害賠償）
第１６条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

（契約の費用）
第１７条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）
第１８条　この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄するさいたま地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）
第１９条　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報をしなければならない。

（事業者調査への協力）
第２０条　甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

（定めのない事項等）
第２１条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号
甲　　埼玉県

埼玉県知事　　大　野　　元　裕

乙

㊞

物件調書　　物件番号１（旧県営鴻巣原馬室住宅跡地）

参考価格		48,601,371円
土地	所在地	鴻巣市小松３丁目４７６４番７
	地目	宅地
	面積	７０５．３９㎡
	現況	宅地
	形状	長方形地
	道路付	市道Ｂ５３７号線（認定幅員4.0m～6.0m） 敷地北西側及び北東側
法令制限	用途	第一種住居地域（指定建ぺい率60%／指定容積率200%）
	都市施設	都市計画道路区域内（３・４・８号北２号線）
	建築制限	市街化区域、居住誘導区域
	防火地域	なし
	文化財	なし
	都市計画法・建築基準法に関する事項	鴻巣市都市計画課：０４８－５４１－１３２１（代表） 鴻巣市建築住宅課：０４８－５４１－１３２１（代表） 埼玉県越谷建築安全センター杉戸駐在：０４８０－３４－２３８５ ※建築基準法第６条第１項第１号及び第２号の一部は県、同項第２号の一部及び第３号は市
私道の負担等		なし
給排施設	電気	なし
	ガス	都市ガス　可
	上水道	可
	下水道	可
交通機関		ＪＲ高崎線北本駅から　約１．２㎞
公共機関		鴻巣市松原小学校：約７００ｍ 鴻巣市鴻巣南中学校：約１．１㎞
周辺状況		中小規模の戸建住宅を中心として、低層の賃貸アパートや畑等農地が見られる住宅地域。
特記事項		別紙

※　この調書その他の添付資料はあくまで参考であり、現況を優先します。
各自で必ず物件の調査をして御確認ください。

別紙

〇特記事項

１　物件資料と現況が相違している場合は、現況が優先します。

２　現況有姿の引渡しとなります。この調書その他の添付資料はあくまで参考であり、現況を優先します。必ず入札参加者御自身において、現地等の調査確認を行ってください。

３　確定測量は実施済みです。

４　従前建設されていたコンクリートブロック造平屋建ての県営住宅は、基礎を含め解体撤去済みであり、杭の使用はありません。（従前建物解体工事図面（抜粋）参照）

５　土壌汚染調査、地質調査及び地下埋設物調査については実施していません。

６　土地売買契約書には、売主の契約不適合責任を免責する旨の特約を設けます。

７　越境物等があった場合は、県は越境状態の解消等は行っていないため、落札者が越境物所有者と協議してください。

８　売買物件を以下の用途に供することを禁じます。また、これらの用に供されることを知りながら、乙は本売買物件を第三者に譲渡し、若しくは本売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはなりません。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業の用

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用

（３）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第５条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用

（４）破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用

９　北本都市計画道路区域に含まれるため、建築物を建築する場合は、都市計画法第５３条第１項の規定により、市長の許可を受けなければなりません。